

企画競争実施に関する公告

下記のとおり、企画競争について公告します。

令和7年2月10日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
理事長 梅 森 徹

1. 企画競争に付する事項

別紙の道県内で実施する林業退職金共済事業（以下、「林退共」という。）
支部業務

2. 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

3. 業務内容

本業務は、当機構林業退職金共済事業本部（以下、「林退共本部」という。）
との連携の下、林退共制度の普及促進及びその円滑な運営をはかるため、
受託者において以下の業務を行うものである。

- ① 共済契約の締結に関すること。
- ② 共済手帳の交付に関すること。
- ③ 退職金の請求に関すること。
- ④ 相談に関すること。
- ⑤ 加入及び履行促進の指導等に関すること。
- ⑥ 前各号の業務に付帯すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

別紙の道県内に所在地を置く林業の事業主団体であって、以下の要件を
すべて満たす者であることが必要である。

(1) 次に該当しない者。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者でその事実があった後2
年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又
は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しく

- 不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 独立行政法人勤労者退職金共済機構反社会的勢力対応規程第2条に規定する反社会的勢力に該当する者

- (2) 機構から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 本業務の全部を実施できる者並びに他の者に再委託しないこと。
- (4) 退職金制度に関する専門的な知識・ノウハウを有するとともに、本業務を行うために十分な財政基盤及び信用を有するものであること。
- (5) 本業務では、被共済者に係る大量の個人情報等を取り扱うため、機構が掲示する特定個人情報等の取扱いに関する特記事項及び個人情報の取扱いに関する特記事項により十分な情報セキュリティ体制を確保できること。

5. 企画提案書作成要領の交付方法

- (1) 交付期間 令和7年2月10日(月)から令和7年2月14日(金)までの、土・日曜を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。
- (2) 交付方法 企画提案書作成要領は、次の担当部署にて交付する。
(担当部署)

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部

清酒製造業・林業事業部 事業運営課

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階

電話 03-6731-2887 FAX 03-6731-2890

なお、郵送を希望する場合は、上記に申し出ること。

6. 参加資格適合証明申立書及び企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年2月28日(金)午後4時までに持参又は郵送(必着)
- (2) 提出先 上記5(2)の担当部署

7. 契約候補者の選定

『「独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業に係る業務委

託」に関する企画競争選定委員会』は、提出された企画提案書等が評価基準を満たし、かつ、最も評価の高い企画提案書等を提出した一者を選定する。

なお、評価結果については、全ての提出者に通知する（電話又はFAX）。

8. 契約保証金

全額免除

9. 公正な企画競争の確保

企画競争参加者は、独占禁止法に抵触する行為を行ってはならない。

10. 企画提案書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格の無い者の企画提案書は無効とする。

11. その他

(1) 企画競争参加者の企画提案書等の作成及び提出に係る経費その他この企画競争に係る一切の経費は企画競争参加者の負担とする。

(2) 企画競争参加者から提出された企画提案書等は、提出された後は返却しない。

12. 本件に関する問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部 清酒製造業・林業事業部事業運営課

大森、東、黒岩

電話 03-6731-2887

(別 紙)

北 海 道
熊 本 県
宮 崎 県